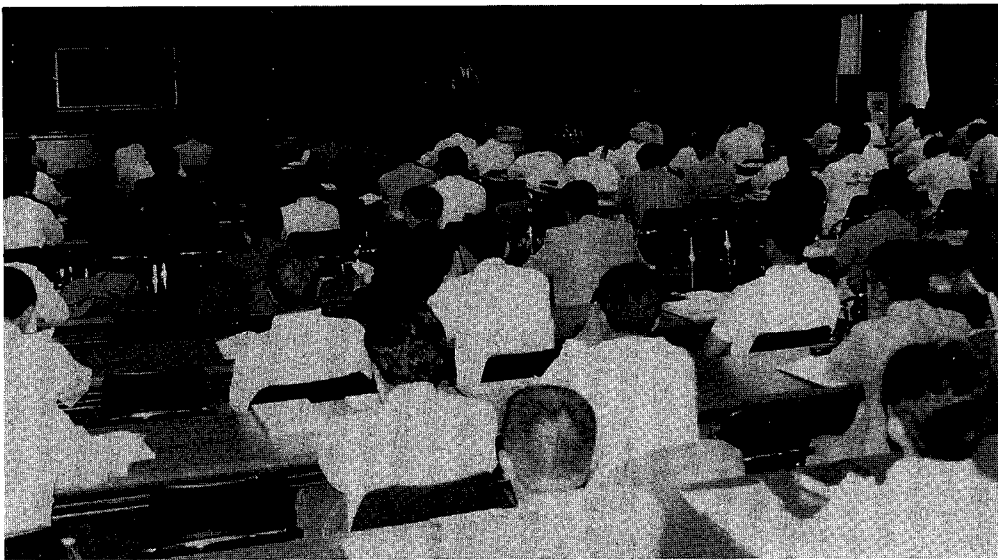




プール衛生管理者養成講習会会場風景

今日、プールは教育や体力向上の場のみならず、憩いの場として健康増進の場として、また失われた機能を回復訓練する場として、健康の町づくりなど、広く国民に親しまれる存在となり、その数も急速に増加してきている。

加えて今日における国民の健康志向や今後の余暇時間の増加を考えると、国民に親しまれる施設として、プールはこれまで以上に身近なものとして、国民生活に不可欠になっていくものと考えられる。このように泳ぎ能力を身につけるためのプールから始まり、今日のように健康の増進や休養

等利用形態が広がっていくなかで、国民のプールへの関心も高まり、より快適なアメニティプールの求める声となつて現われてきている。

この声に応えるべく、関連業界においても技術開発を重ね、プールの水質改善はもとより、プール本体の材質や形状、暖房方法、省エネルギー、省資源等新しい技術を実用レベルまで高めていく。

一方、プールの形態も、従来の季節プールに加え、通年で使用される屋内プールや、よりレジャー性を取り入れられたプール、同時に何千人が利用する大

規模プールなど、形態も、多様化してきており、その衛生管理にもこれまで以上に配慮が求められるようになってきている。

プールの消毒面においては、これまで用いられてきた塩素消毒に加えて、オゾン処理や紫外線処理などの新しい水処理技術もプールに適用されるようになってきている。また、プールのろ過装置などの衛生設備も最新の技術が応用されるようになり、その性能も一段と向上してきている。

プールの維持管理においても、すべてのプールにおいて一定水準以上の維持管理が行われ、これらのプールの設計・施工・維持管理が設備レベル、管理のレベルで相互に関連を待ち、統

一的に行われる必要がある。また、今日の技術水準を十分に発揮し、設計仕様で求められた性能を十分発揮させ、プールを安全衛生的に管理するには、水質はもとより衛生に係る多種多様の知識や技術が不可欠となりつつあることから、プールの衛生的に管理する専門技術者の養成も必要と考えられる。

このようなことから、厚生省によるプールの衛生基準に示された水質基準、施設基準および維持管理基準をプールの現業に広く適切に反映させ、プールアメニティを推進するため、さらに、これらの基準に適合するプール設備機器の開発の促進、維持管理のための専門技術者の養成を行い、あわせてプールの衛生に関する正しい知識を普及させるよう事業を推進している。

（一）はじめに

プールの衛生基準については、厚生省によってプールの水質基準が昭和40年に定められて以来、その後の衛生水準の向上や技術の進歩にあわせて改正され、現行の水質、設備、維持管理の3基準から構成される衛生基準（昭和61年5月30日厚生省生活衛生局長通知）により、プールにおける疾病の予防をはじめプールの衛生と安全の確保が図られてきている。

近年、国民の健康志向に伴ってプールの施設数や利用者数は年々増加する一方、プールは健康増進、スポーツ、レジャーのための最も身近な施設の一つになるとともに、最近ではリラクゼーションやリハビリテーションなど多様な目的で利用されるようになってきている。

厚生省においては、本報告を勧告の上、現行のプールの衛生基準の改正等必要な行政的措置に速やかに着手させることを期待する。

明治以前の日本人は、日本泳法しか知らなかったが、明治31（1898）年、横浜の山下公園の地先に海を仕切って水たまりをつくり、水府流と横浜アマチュアローイングクラブが、競争したところ、水府流の泳者は100、440ヤードに、外人は880ヤードにそれぞれ優勝したという記録がある。

大正12（1923）年、大東オリムピックの大会のために大阪市立運動場にプールが建設された。また、大正13（1924）年、東京にも玉川プールが完成した。この頃になると、プール建設の機運が起り、東京YMCAプールをはじめとして全国各地でプールが建設されるようになった。これらのうち昭和6（1931）年に明治神宮で奉納された明治神宮プールが代表的なプールであった。

戦後の混乱期を経て、1950年代後半から、やっと水泳が目向けられるようになり、今日の日本のプールの基礎が定まった。当時、泳ぐ場所がなかったため、できるだけ多くの水面積をとろうとし、しかも各地に泳ぐ場所をつくらうと考えた。そして、現在では約5万のプールがあり、そのうち約4万が学校のプールである。

ドイツでは、1961年にいわゆるゴールデンプランを策定した。これは、当時の大統領アデナウアーが、戦後のドイツ国民の健康を何とかして増進しようとしたもので、あらゆる犠牲を払ってこの目標を達成しようとしたスポーツ振興策のことである。各州ごと、あるいは市ごとに目標を立て陸上競技場、テニスコートなどスポーツ施設を全国的につくらうという計画が立てられた。

プール衛生管理者養成講習会受講者

平成4年4月28日付、厚生省衛生局長通知及び平成4年12月11日付、生活衛生局企画長通知に基づくプール衛生管理者養成講習会は、平成4年12月に第1回が開催され、以来平成6年度末迄に延15回開催された。東京で6回、大阪で4回開催された。

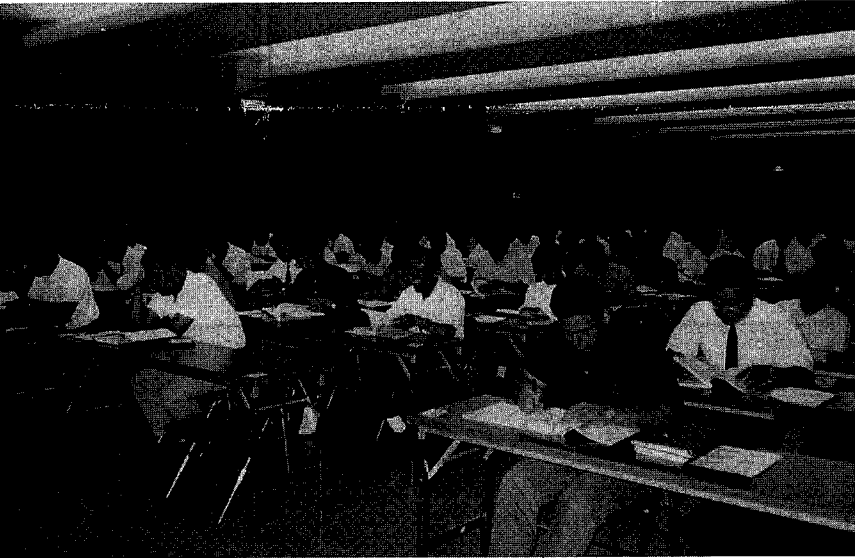
北は北海道札幌市で開催から南は、九州福岡市での開催と、北から南迄仙台、名古屋、広島、福岡を含めて5回開催された。

講習は、主として講義が主体となるが、あまり多数になり雑々とした環境にな

らないようにする事や、実務に近い行政側の講師の出席をいたしたり、公衆衛生の専門医師の出席をいただくなど、開催への工夫が重ねられている。

結果として、1372名（平成7年3月末現在）の講習会受講者を得た。東京都に在勤する人が116名、大阪府に在勤する人が

125名となり、全体の約2割を占めている。北は北海道から、南は沖縄まで47都道府県全部に受講者は分布しており、ニーズの大きさが再認識されている。



熱心に勉強するプール衛生管理者講習会出席者



第 10 号
発行 平成7年3月31日
発行者 社団法人 日本プールアメニティ施設協会
東京都新宿区新宿5-17-2
TEL 03-3209-0447
FAX 03-3209-6076

遊泳用プールの衛生基準のあり方について（報告）抄

平成4年4月10日
厚生省生活衛生局長
玉木 武 殿

座長 野崎 貞彦
遊泳用プールの衛生基準のあり方について（報告）

このように泳ぐためのみのプールから、プールの利用形態や利用目的が多様化していきながら、その水質をはじめとして、より快適なプールを求める声や、それぞれの利用形態に合わせた設備や維持管理を求める声も聞かれるようになってきた。一方、プールの増加や形態の変化にあわせて、プールの水処理などについて新しい技術も開発され、オゾン処理や紫外線処理なども実用化されてきている。

プール基準検討会では、以上のような背景を踏まえながら、安全快適で衛生的であることはもとより、最近の技術の向上にあわせてプールの水質の向上を図ることを出発点とし、プールの設計や運営の根拠となっている施設や維持管理に関する基準を、今日におけるプールの形態や利用形態の多様化に対応させるとともに、必要となる規定を設けることにより、これまで以上に幅広い国民に親しまれるプールの実現を図ることが国民の健康の増進に資するものと考えた。このようなことから、現行のプールの衛生基準について検討を行い、今日の衛生水準、技術水準等に照らし合わせ、望ましい水質、施設および維持管理について以下のような考え方に基いて改定を行うべきであるとの結論を得た。

厚生省においては、本報告を勧告の上、現行のプールの衛生基準の改正等必要な行政的措置に速やかに着手させることを期待する。

健 泳

今日、プールは教育や体力向上の場のみならず、憩いの場、そして健康増進の場として、また、失われた機能を回復・訓練する場として、健康の町づくりなど、広く国民に親しまれる存在となり、その数も急速に増加してきている。

加えて今日における国民の健康指向や今後の余暇時間の増加を考えれば、国民に親しまれる施設として、プールはこれまで以上に身近なものとして、国民生活に不可欠なつていくものと考えられる。このように泳ぎの能力を身につけるためのプールから始まり、今日のように健康の増進や休養など、利用形態が広がっていくなかで、国民のプールへの関心も高まり、より快適なアメニティプールを求める声となつて現れてきている。

この声に応えるべく、関連業界においても技術開発を重ね、プールの水質改善はもとより、プール本体の材質や形状、暖冷房方法、省エネルギー、省資源などの新しい技術を実用レベルまで高めつつある。

一方、プールの形態も、従来の季節プールに加えて、通年で使用される屋内プールや、よりレジャー性を取り入れてプール、同時に何千人も利用する大規模プールなど、形態も多様化してきており、その衛生管理にもこれまで以上の配慮が求められるようになってきている。

プールの消毒面においては、これまで用いられていた塩素消毒に加えて、オゾン処理や紫外線処理などの新しい水処理技術もプールに応用されるようになって

(社)日本プールアメニティ施設協会

の

事業について。

きている。また、プールの過装置などの衛生設備も最新の技術が応用されるようになり、その性能も一段と向上してきている。

このような中で、プールを衛生的に管理するためには、プールおよびプールの諸設備が、設備施工の段階から、プールの衛生的な維持管理を前提として行われる必要があるとともに、プールの維持管理においても、すべてのプールにおいて一定水準以上の維持管理が行われ、これらプールの設計・施工・維持管理が設備レベル、管理レベルで相互に関連を待ち、統一的に行われる必要がある。

また、今日の技術水準に照らし、衛生設備の能力を十分に発揮し、設計仕様で求められた性能を十分に発揮させ、プールを安全衛生的に管理するには、水質はもとより衛生に係る多種多様な知識や技術が不可欠となりつつあることから、プールの衛生的に管理する専門技術者の養成も必要と考えられる。

このようなことから、厚生省によるプールの衛生基準に示された水質基準、施設基準および維持管理基準をプールの現状に広く適切に反映させ、プールアメニティを推進するため、さらに、これらの基準に適合するプール設備機器の開発の便宜を図り、よりプールの快適性を向上させるために、規格・基準を作成普及し、維持管理のための専門技術者の養成を行い、あわせてプールの衛生に関する正しい知識を普及させるよう事業を推進している。

社団法人日本プールアメニティ

施設協会設立によせて

近年、生活の質の向上が求められている中で、プールに対する国民のニーズは多様なものとなり、教育や体力向上野場のみならず、憩いやレジャーの場、そして健康増進の場として、また失われた機能を回復するリハビリテーションの場として、幅広く活用されるようになってきております。

こうした中で、プールの衛生水準や快適性について、より高い水準が求められるようになり、厚生省といたしまして、昨年、プールの衛生基準に関するこれまでの基準を全面的に見直し、内容を大幅に拡充した新しい基準を通知し、これに基づいて指導を行なっているところであります。

現在、プールは全国で約4万あるといわれておりますが、その衛生水準や快適性の向上を実現していくためには、施設設備の充実とともに、より専門的な知識を備えた者が必要となつてきております。

このような時期に、プールの設置管理を行なう事業者やプール機器メーカー等の関係者が一堂に会して、プールの衛生水準及びアメニティの向上に関する調査研究等を行なうことを目的として、社団法人日本プールアメニティ施設協会が設立されたことは、まことに時宜を得たものと考えます。

今後、貴協会におかれましては、プールの水質基準、施設基準及び維持管理基準をプール運営の現場に広く反映させるように努力されるときに、よりよいプールを求めて、プール設備機器に関する規格基準を作成普及し、維持管理のため専門技術者を養成すること等に取り組まれると承知しておりますが、今後の国民のニーズの多様化に対応した新しいプールのあり方を追求される等、数多くの事業を積極的に推進されることを願つてやみません。

最後に、貴協会の皆様方のご発展を祈念いたしまして、私からのあいさつとさせていただきます。

(協会設立時の厚生省生活衛生局長寄稿文)

近年、高齢化の進行と所得や余暇の増大といった現代の社会状況に伴つて、生活のなかでの、健康のための体育や永続性のある生涯スポーツが、ますます強調普及されてきました。

健康を重視した身体運動に、快適さや親しみやすさも求められていることから、プールに対するニーズも幅ひろく、老若男女が、四季を通じて多くの人が水泳を楽しむ憩いの場として、健康増進や余暇を過ごすためのプールを目的とした施設が各地で建設されるようになってきました。

また、プールで泳ぐことは、各人の適性や運動能力に応じた実施が可能であり、高齢者にとつては、水中歩行程度でも可能な運動量の確保につながるなど効果も確認され、リハビリテーションの場としても、プールの施設は多様化し、公営の室内プールも大変な人気があります。

スイミングスクールは約十万人に一つ立地できるともいわれていますが、身近に快適なプールがあったら利用したいと思う人も多くいるようです。

水泳は、手軽に実行できる有酸素運動であり、とかく過食ぎみとなつて現る現在の食生活にあって、適切な運動として、健康面から見なおされつつあります。

かつて速く泳ぐこと、上手に泳ぐことを主に組みこんできた我が国の水泳文化に、プールの発祥の地といわれるイギリスの例をとるまでもなくコミュニティの中核施設としての役割が加わつてきたと考えられます。

これは、海外生活経験者の増加による生活環境の欧米化やダイエットを含む健康管理の必要性が広く認識されつつあることと関連があると思われまふ。

私もプール関係者には、この遊泳用プールの衛生水準及びアメニティの向上のため、健康問題を根源から認識して生活行動と生活形態の全体を慎重に検討し、統合的なプール施設づくりが要請されているところだす。

平成七年を迎え、国民の健康増進に役立つ快適な遊泳環境を確保できるよう、正しい知識の普及に努めたいと考えております。

快適な遊泳環境整備に向けて

社団法人 日本プールアメニティ施設協会 正会員

- | | |
|---|---|
| 三菱電機株式会社
〒100 東京都千代田区丸の内2丁目2番3号 | フジカ濾水機株式会社
〒170 東京都豊島区東池袋5丁目49号15号 |
| 栗田工業株式会社
〒160 東京都新宿区西新宿3丁目4番7号 | 株式会社協和産業
〒46 愛知県名古屋市中区昭和区駒方4丁目2番1号 |
| 水道機工株式会社
〒104 東京都中央区月島2丁目15番13号 | 住友精密工業株式会社
〒660 兵庫県尼崎市扶桑町1番10号 |
| 中外貿易ビル2F
三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社
〒135 東京都江東区木場2丁目8番3号 | 富士電気株式会社
〒100 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 |
| CN2ビル
ミウラ化学装置株式会社
〒545 大阪府大阪市阿倍野区播磨町1丁目24番24号 | 株式会社サクラ
〒555 大阪府大阪市西淀川区竹島4丁目7番32号 |
| 日本フイルコン株式会社
〒154 東京都世田谷区池尻3丁目27番24号 | ベルメック電機株式会社
〒252 神奈川県藤沢市石川1159番地 |
| トースイ株式会社
〒102 東京都千代田区平河町1丁目7番7号 | 千代田工販株式会社
〒104 東京都中央区銀座7丁目16番7号 |
| ローレル株式会社
〒640 和歌山県和歌山市吉田332番地 | 株式会社フジタ
〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号 |
| 株式会社三進ろ過工業
〒433 愛知県名古屋市中村区亀島2丁目22番2号 | 西松建設株式会社
〒105 東京都港区虎ノ門1丁目20番10号 |
| 荏原エンジニアリングサービス株式会社
〒108 東京都港区港南2丁目13番34号 | 株式会社ピープル
〒104 東京都中央区銀座3丁目4番12号 |
| 壽化工業株式会社
〒467 愛知県名古屋市中村区瑞穂区豊岡通1丁目14番地 | 株式会社テラルキョクトウ
〒720 広島県福山市御幸町森脇230番地 |
| 東西化学産業株式会社
〒104 東京都中央区新川1丁目22番11号 | 株式会社荏原製作所
〒144 東京都大田区羽田町旭町11番1号 |
| フジライト新川ビル7階
日機装エィコー株式会社
〒170 東京都豊島区東池袋4丁目24番3号 | ヤマハ発動機株式会社
〒438 静岡県磐田市新貝2250番地 |
| 理水化学株式会社
〒530 大阪府大阪市北区南森町1丁目4番10号 | コマツ化成株式会社
〒153 東京都目黒区大橋1丁目6番3号 |
| 株式会社東工業
〒105 東京都港区東新橋1丁目2番14号 | 株式会社朝日工業社
〒105 東京都港区浜松町1丁目25番7号 |
| 株式会社三協
〒480-02 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田12番 | 日本カーリット株式会社
〒100 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 |
| 東急設備株式会社
〒150 東京都渋谷区丸山町23番2号 | 株式会社日本アルミ
〒101 東京都千代田区神田1丁目9番13号 |
| アウトソーシング
〒150 東京都渋谷区丸山町23番2号 | サンエイ工業株式会社
〒457 愛知県名古屋市中南区内田橋2丁目19番20号 |
| | 東レ株式会社
〒103 東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号 |
| | 財団法人厚生年金事業振興団
〒160 東京都新宿区新宿5丁目5番地10号 |

遊泳用プールの衛生管理者について

通 知

衛企 第122号
平成 4 年 12 月 11 日
都道府県各政令市特別区

衛生主管部(局)長 殿
厚生省生活衛生局企画課長
遊泳用プールの衛生管理者
について

「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 4 年 4 月 28 日付衛企第 45 号厚生省生活衛生局長通知、以下の「局長通知」という。)において、遊泳用プールに衛生管理者を置くこととされているが、その設置に当たっては、下記の点について御配慮願いたい。

1. (1) 局長通知において、プールにおける安全かつ衛生的な維持管理の実務を行わせるため、衛生管理者を置くこととされているのは、プールの衛生と安全、施設やその運用について全般的な専門知識を持った衛生管理者を配置し、水質面の管理をはじめとするプールの現場における維持管理や施設の保守点検整備の徹底を図る必要があることによるものであること。

(2) 局長通知において、衛生管理者となるものについて必要とされている「プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能」については、具体的に、主として次の 5 点に関する知識及び技能であること。

ア プールの水質管理
イ プール設備の維持管理

ウ プール施設内の清掃
エ プールにおける疾病とその予防
オ プール施設内での事故防止と救護対策

2. (1) このため、プールの管理責任者は、衛生管理者を選任するに当たっては、次に掲げる講習会を受講した者等、上記 5 点についての知識及び技能を有する者を充てるよう努めること。

ア 社団法人日本プールアメニティ施設協会の開催するプール衛生管理者講習会
イ 保健所等において開催されるプールの安全及び衛生に関する講習会

(2) プールの管理責任者は、衛生管理者として選任した者について、上記 5 点の知識及び技能が十分でなくその向上が必要と認めるときは、(1) ア又はイに掲げる講習会を受講させる等、当該衛生管理者に対し積極的に研鑽の機会を与えるよう努めること。

プール衛生管理者講習申し込み要領

下の「プール衛生管理者講習会受講申込書」を切りとり、必要事項を記入・捺印の上、協会事務局あてに郵送して下さい。

〈送付先〉 〒160 東京都新宿区新宿 5-17-2 YMビル202
社団法人日本プールアメニティ施設協会 事務局

〈送付するもの〉

- ① プール衛生管理者講習会受講申込書
(希望会場名を必ず記入してください。用紙サイズ B 5 版)
- ② 住民票 (本人記載のあるもの。氏名等の確認に使用致します)
- ③ 写真 (上半身 5 cm × 5 cm、写真裏面に氏名を記入し、指定場所に貼付)
- ④ 返信用封筒
必ず定型形 235 mm × 120 mm を使用し、会社もしくは自宅のいずれか一方の住所、氏名、郵便番号を明記し、80 円切手を貼ったもの。
2 名以上で申し込む場合は、個々の封筒を用意するか、それに見合った金額の切手を添付して下さい。1 通の内容: 21 g

〈受講資格〉

プールの事業体等に 2 年以上勤務し、衛生的な維持管理の実務に従事した 20 歳以上の者。

〈受講票等の送付〉

受講申込書を教務委員会において審査し、受講資格に該当する方に関係書類を送付致します。

* 送付書類内容 *

受講決定通知書・受講票・講習会カリキュラム・受講上の注意事項
会場案内図・受講料振込用紙 (郵便振替)

[付記]

受講料の振込先等細部については、受講決定通知書等を送付する際にご案内致します。

編集後記

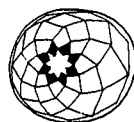
社団法人日本プールアメニティ施設協会は、遊泳用プールの質の確保を図り、国民の健康増進を図ることを目的として、公衆衛生関係者及び民間企業等の賛同をもとにして、平成 4 年十一月二十五日に設立されました。

規格基準を制定いたしました。さらに、良質な機器の健全な普及に寄与するため、「機器規格基準制度」を発足させようとしています。この制度は、一定の認定要件を定め、この要件に適合するプール関連機器に対して認定を行うものです。

適合の認定を行い、併せて規格基準適合機器に対して認定証を交付することにより、良質なプール衛生環境の提供及び普及を図り、もって我が国の遊泳用プールの健全な発展に寄与することを目的とします。

基準認定を早期に発足させるための事務局運営委員会は日夜ガンバっています。

平成七年四月一日の新年に向けて、更に快進撃のプールの実現に向けて基盤整備中です。各位のご協力、ご支援の程お願い申し上げます。



プール衛生管理者講習会受講申込書

ふりがな				本 籍	都・道
氏 名				(都道府県名)	府・県
生 年 月 日	大正 昭和	年	月	日生	本人と連絡の とれる電話番号 ☎
現 住 所	〒				
現 勤 務 先	所在地 〒 名 称 TEL ()				
最 終 学 歴				実務経験	年
実 務 経 験 を 証 明 す 勤 務 先	受講申込者の実務経験年数が事実であることを証明します。 (〒) 所在地 名 称 代表者氏名 TEL ()				
私は、プール衛生管理者講習会の受講を申し込みます。					
平成 年 月 日					
氏名 ⑤					
社団法人 日本プールアメニティ施設協会会長 殿					
のりしろ					
写真貼付 写真裏面に氏名を記入し 貼り付ける。					
(5 cm × 5 cm)					
※ 証書番号	衛第	—	号	※ 受講番号	

※印の部分は記入しないで下さい。 受講料35,000円 (テキスト代込)